

資料名	入札説明書
-----	-------

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層1	見出し階層2	見出し階層3	見出し階層4	見出し階層5	見出し階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	事業者の募集及び選定方法	5	3	(1)	⑩				市内本店を有する者2者以上含むように努めるとありますが、市内本店業者が1社の場合入札参加が出来ない、評価点の減点があるなど、参加に際しての不都合があるでしょうか。ご教示願います。	この項目では、設計企業及び工事監理企業について、市内経済の好循環を図るため、構成員とすることへの努力目標であり、入札参加資格や評価の対象とするものではありません。なお、「代表企業、構成企業いずれかにおいて、市内に本店を有する者を2者以上含むよう努めること」を「構成企業について、市内に本店を有する者を含むよう努めること」に訂正します。
2	事業者の募集及び選定に関する事項	7～8	3	(3)	①		オ、カ、キ		管理技術者及び各担当主任技術者は「専任」で配置するとありますが、業務期間内は他の業務を行ってはいけないという解釈で良いですか。	原則、設計企業の管理技術者、電気・機械設備工事の設計に係る主任担当技術者の専任とは、設計業務期間中は本業務を優先的に行うものとし、業務の進捗等に応じて市と協議のうえ本業務に支障のない範囲で他業務に就くことを妨げるものではありません。なお、設計業務期間とは、要求水準書P10に記載の「4 事業期間」を基本としますが、応募グループからの提案により事業期間を短縮する場合はその提案に基づいた事業期間とします。
3	事業者の募集及び選定方法	9	3	(3)	②		オ、カ、キ		資格審査書類提出が5/24～25で契約が12月、解体工事着手がR6年7月～となっております。解体工事着手までは、監理技術者・電気設備工事の主任技術者及び機械設備工事の主任技術者は他工事に従事して良いと考えて宜しいでしょうか、また、それぞれ同等の実績を有する、複数名を資格審査時に候補として、あげても宜しいでしょうか、ご指示願います。	原則、建設企業の監理技術者及び主任技術者は、建物解体及び建設等の工事期間中は、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することとなりますが、工事の進捗状況や内容と他工事との関連性等により、市と協議のうえで兼任が認められる場合があります。また、資格審査時に複数名の候補者をあげることはできません。なお、配置技術者については、資格審査書類に示された者以外への変更は原則として認めませんが、変更理由及び資格・実績等の確認に基づき、市が認めた場合に限り変更することができます。
4	事業者の募集及び選定に関する事項	9	3	(3)	③		オ、カ、キ		管理技術者及び各担当主任技術者は「専任」で配置するとありますが、業務期間内は他の業務を行ってはいけないという解釈で良いですか。	原則、工事監理企業の管理技術者、電気・機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者の専任とは、工事監理業務期間中は本業務を優先的に行うものとし、業務の進捗等に応じて市と協議のうえ本業務に支障のない範囲で他業務に就くことを妨げるものではありません。なお、工事監理業務期間とは、要求水準書P10に記載の「4 事業期間」にある解体工事及び建設工事の期間を基本としますが、応募グループからの提案により事業期間を短縮する場合はその提案に基づいた事業期間とします。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層1	見出し階層2	見出し階層3	見出し階層4	見出し階層5	見出し階層6		
5	事業者の募集及び選定に関する事項	6	第3	3	(1)	⑨			「応募グループの構成員は、請け負った業務の一部について、協力企業である第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。」とあります。電気・機械設備工事について、下請人にて主任技術者を選定する予定で、入札参加資格審査時に提出する様式2-7に明記した予定下請人と、実際に発注する下請人に相違が発生した場合でも、資格要件に問題がない限りペナルティは発生しないと考えてよろしいでしょうか？	原則、建設企業の下請けの主任技術者であっても配置技術者については、資格審査書類に示された者以外への変更は認めません。ただし、配置技術者については、変更理由及び配置予定者と同等以上の資格、実績等を保有していることを示す資料を提出し、市が認めた場合に限りペナルティなく変更することができます。なお、実際に発注する下請人等の資格審査書類提出後との相違が発生した場合については、上記のとおり別途市と協議となります。
6	事業者の募集及び選定に関する事項	6	第3	3	(1)	⑩			「代表企業、構成企業いずれかにおいて、市内に本店を有する者を2者以上含むよう努めること」とありますが、それは努力義務であり、1者となった場合でも総合評価に影響を与えないと考えてよろしいでしょうか？	質問番号1の回答と同様です。
7	事業者の募集及び選定方法	5	3	(1)	①					「なお、設計業務、建設業務、工事監理業務のそれぞれの業務を担当するのは1者のみとし、複数者で業務に当たることはできないものとする。」を追記します。
8	事業者の募集及び選定方法	5	3	(3)	①		カ、キ			「主任技術者」を「主任担当技術者」に訂正します。詳細は、「新旧対照表（入札説明書）」を参照してください。
9	事業者の募集及び選定方法	6	4	(4)	③		カ、キ			「主任技術者」を「主任担当技術者」に訂正します。詳細は、「新旧対照表（入札説明書）」を参照してください。

資料名	落札者決定基準
-----	---------

番号	タイトル	該当頁	該当箇所□(見出し記号)						質問	市回答
			見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	提案内容審査	5	第3	1	②	5			「設計」の実績について「平成25年度から令和4年度までに完成し、引渡しが終了した元請負者として受注した同種業務(※1)の実績の有無」とありますが、「設計」の引渡しが平成25年4月1日から令和5年3月31日までに完了していると解釈してよろしいでしょうか。同じく「工事監理」・「施工」についても同様の考えでよろしいでしょうか？	設計業務については、当該業務に係る契約の履行期間の終了日が平成25年4月1日から令和5年3月31日まで(以下、「対象期間内」という。)のものが対象となります。なお、設計施工業務(DB、デザインビルド)で、設計業務の契約を別に交わしている場合は、当該設計業務契約の履行期間の最終日が対象期間内のものが対象となります。 建設業務・工事監理業務については、工事目的物の引渡しが対象期間内のものが対象となります。
2	提案内容審査	6	第3	1	③	15			建設企業の構成員に「電気」と「機械」の専門業者を配置した場合、その専門業者への発注予定金額を「市内企業の下請けへの活用」と認められますでしょうか？	応募グループを構成する建設企業、設計企業、工事監理企業はそれぞれ1者のみです。代表企業以外の建設企業は構成員になれません。このことについて、入札説明書に関する質問回答の質問番号7のとおり、入札説明書に追記します。なお、下請けを使用して「電気」と「機械」の専門業者を配置する場合には認められます。
3	提案内容審査	6	第3	1	③	16			建設企業の構成員に「電気」と「機械」の専門業者を配置した場合、その専門業者への材料等の市内生産品の採用予定金額を「市内生産品の活用」と認められますでしょうか？	質問番号2の回答と同様です。
4	提案内容審査	6	第3	1	③	16			「平塚市内に主たる事業所を置く企業への下請け発注予定金額」と「平塚市内に主たる事業所を置く企業への材料等の市内生産品の採用予定金額」は、重複しても構わないでしょうか？	お見込みのとおりです。

資料名	様式集
-----	-----

番号	タイトル	該当頁	該当箇所□(見出し記号)						質問	市回答
			見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	様式2-7	19							「建設企業」の下請人にて電気及び機械設備工事の施工に係る主任技術者を専任で配置する予定の場合、様式2-7の主任技術者欄に その下請人の予定技術者を明記すればよろしいのでしょうか？また、「設計企業」と「工事監理企業」についても同様の考えでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	様式2-5	15								「主任技術者」を「主任担当技術者」に、「所属」を「所属(企業名※)」に訂正し、注釈として「※再委託する場合」を追記します。 詳細は、「新旧対照表(様式集)」を参照してください。
3	様式2-6	17								「主任技術者」を「主任担当技術者」に、「所属」を「所属(企業名※)」に訂正し、注釈として「※再委託する場合」を追記します。 詳細は、「新旧対照表(様式集)」を参照してください。
3	様式2-7	19								「主任技術者」を「主任担当技術者」に、「所属」を「所属(企業名※)」に、「工事監理に係る主任技術者」を「建設に係る主任技術者」に訂正し、注釈として「※下請け企業とする場合」を追記します。詳細は、「新旧対照表(様式集)」を参照してください。
4	様式5-2	48								「主任技術者」を「主任担当技術者」に訂正します。詳細は、「新旧対照表(様式集)」を参照してください。
5	様式5-3	49								「主任技術者」を「主任担当技術者」に訂正します。詳細は、「新旧対照表(様式集)」を参照してください。